

福島県生涯学習基本計画

～ともに生き、ともに学び、ともに支え合う～

夢まなびと創造プラン

(平成29年3月改訂版)

平成25年3月

福島県

もくじ

I	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の性格	
3	計画の期間	
II	基本構想（めざす姿）	2
○	基本理念	
○	基本目標	
○	実現に向けて	
III	基本計画	4
1	地域づくり、地域の復興につながる生涯学習の推進	5
(1)	地域の課題に対応できる人材の育成	
(2)	学習成果を生かすための仕組みづくり	
(3)	地域活動への参加促進	
2	社会の変化に対応できる「生きる力」の形成	6
(1)	学校・家庭・地域が一体となった子どもたちをはぐくむ取組の推進	
(2)	社会的自立を支援する学習活動の充実	
(3)	職業能力の向上と就労支援の推進	
3	生涯学習における学習活動の評価と活用機会の確保	9
(1)	学習成果の職業キャリア形成への活用の推進	
(2)	学習成果の発表と活用の場の提供	
(3)	表彰制度等の創設	
4	学びやすい環境づくりの推進	10
(1)	生涯学習の普及啓発	
(2)	学習機会の提供	
(3)	学習情報の提供	
(4)	関係機関等の連携・強化	
5	調査・研究及び人材育成等	14
(1)	調査・研究	
(2)	人材育成	
(3)	東日本大震災等の体験、記憶、記録、教訓の継承	
IV	計画の推進と進行管理	15
1	計画の推進	15
2	計画の進行管理	16

1 はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、平成16年6月に県内にある様々な機関と連携し、それぞれが実施する講座等を体系化して提供するとともに学習成果を生かした社会参加活動を支援するなど、県全域を対象とした総合的な広域的学習サービス提供システムである県民カレッジ¹をスタートさせ、県民の生涯学習の推進に努めてきました。

平成17年3月には、「すべての県民が生涯を通して自ら学び、考え、行動し、他のすべての主体とともに県全体として一つにつながり合う」という理念の下、福島県生涯学習基本構想「まなビジョンふくしま2020」を策定し、県民のライフステージを見通すとともに、生涯を通じた学びという側面を踏まえた将来方向を描き、各施策を展開してきました。

一方、平成18年12月には、約60年ぶりに教育基本法が改正され、新たに生涯学習の理念（第3条）²が明記されるとともに、学校、家庭及び地域住民等の連携・協力等、学校教育のみならず生涯学習、社会教育関係の規定の充実が図られたところです。

その後、平成20年2月の中央教育審議会答申において、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策」として「各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった『知の循環型社会³』の構築」を目指すという方向性が示されました。

また、平成20年10月に開催された第20回全国生涯学習フェスティバル⁴を契機として、これまで生涯学習に触れる機会の少なかった人々も含めて県民の生涯学習への関心やニーズが高まってきています。

このような状況を踏まえ、時代の変化に対応するため、多様な学習要求に応える生涯学習の機会の充実、その成果を発表できる場や機会の設定、さらには、学んだ成果を地域に生かす仕組みの構築など地域づくりにつながる生涯学習の推進施策が重要となります。

このため、福島県生涯学習基本構想の理念を継承しつつ、今後の生涯学習推進施策の方向等を示すことを目的として、平成22年3月に、この計画を策定しました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖を震源とする大地震とそれに伴う大津波による災害（以下、「東日本大震災」という。）、さらに東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）により、県民の生活は、極めて深刻な影響を受け、本県の社会経済

¹県民カレッジ：県内7つの生活圏をそれぞれ広域学習圏と位置づけ、県民の幅広い学びのニーズに応えるため、県や市町村、大学、NPOなどの地域活動団体、民間の教育機関等が連携・協働して創りあげる「県内全域の生涯学習のしくみ」をいいます。愛称「ふくしま学習空間・夢まなびと」

²教育基本法第3条（生涯学習の理念）：国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

³循環型社会：狭義には、廃棄物の発生を抑制し、再使用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環利用する社会をいいます。広義には、自然における適正な物質循環を可能にする人間社会のあり方をいいます。

⁴第20回全国生涯学習フェスティバル：生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供することによって、国民の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、生涯学習活動を一層盛んにすることを目的に開催される参加体験型の全国的イベントをいいます。本県においては、平成20年度に第20回大会を開催し、県内外から55万人の参加者を得ました。

情勢は平成 21 年度の計画当初の想定から大きく変わったことから、県総合計画の見直しに合わせ、学びの力による地域の復興をめざし平成 25 年 3 月に計画を見直しました。

2 計画の性格

この計画は、福島県総合計画の部門別計画として、本県の生涯学習を推進するための施策等について定めたものです。また、生涯学習の対象は、極めて幅広く、かつ奥深いものであり、日々の暮らしと密接な関わりがあるため、県の全体的な取組によって本県の生涯学習の推進を図っていくことを目指して策定しています。

3 計画の期間

福島県総合計画が、今の子どもたちが親の世代となる 30 年後を展望しながら、平成 25 年度を初年度とし、東日本大震災から 10 年目の節目であり、福島県復興計画の目標年度でもある平成 32 年度を目標とする 8 か年計画とされていること受け、この計画の期間も平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間とします。

II 基本構想（めざす姿）

福島県総合計画「ふくしま新生プラン」では、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生を図る礎として「人」と「地域」をその中心に据えています。活力に満ち、安全と安心に支えられ、思いやりにあふれた豊かな「ふくしま」にするには、人づくり、地域づくりを行っていくことが極めて大切なことであると捉え、次のように掲げています。

ふくしまの復興・再生に向けて、人づくりや地域づくりが夢や希望の持てる社会づくりの基礎となることから、「人と地域」を県全体の礎と位置づけます。

これを受けて、生涯学習基本計画では将来の本県の生涯学習社会を次のようにしたいと考えています。

生涯学習を通じた人づくりや地域づくりを推進することにより、県民に様々な知識や経験等が蓄積され、自分に自信を持ち、地域に誇りを持って、生きがいや潤いのある生活に満ち溢れています。

地域では、そのような県民が集い、NPO⁵などの地域活動団体、企業等多様な主体が連携し、地域の課題に積極的に取り組み、県民同士の結び付きが強固となり、活気や力がみなぎっています。

そこでは、生涯学習の理念が浸透し、県民自らが気づき、学び、きずなを深め、そして学んだ成果を生かすことが自然に行われています。

⁵ NPO: Non-Profit Organization (民間非営利組織) の略。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称。なお、NPO のうち特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁 (県知事) の認証を受けて設立した法人を NPO 法人といいます。

○ 基本理念

「ともに生き、ともに学び、ともに支え合う＝共生・協学」

これまでの市場原理を重視する経済や競争の論理優先の社会に対する反省の上に立ち、真にこころの豊かさを求める社会、ともに生きることのできる社会へと、その価値観を大きく転換させ、一人ひとりの個性や自然と人との「共生」を大切にすることを財産としていくことが重要です。また、これまでも、県民や地域をはじめ、あらゆる主体がともに学び、支え合うという、「協学」の考えの下に、暮らしや文化、現代的課題などを学ぶ環境づくりに取り組んできました。

東日本大震災、原子力災害からの復興・再生に向け、改めて本計画における「共生・協学」の理念を継承、発展させるとともに、今後の生涯学習を推進するための施策の方向等を示していきます。

○ 基本目標

「ひろがる学び、深まるきずな、生涯学習社会ふくしま」

本県には、広大な県土に多様で豊かな自然、文化や風土等、数多くの学習資源が存在していますが、震災によって、これらの学習資源の活用が困難となっています。学びの力によって震災の影響を乗り越え、豊かな学習資源を活用することで、県民一人ひとりが、生きる力を備え、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において希望する分野で学習することができ、その成果を生かして、地域のきずなをより深めることのできる社会を目指します。

○ 実現に向けて

生涯学習は、暮らしに潤いを与え、自らの能力を高めるだけでなく、環境問題など現代的課題の解決や、産業の振興、交流人口の拡大など地域活性化を図るための取組の原点ともなるものです。また、東日本大震災、原子力災害からの地域社会の復興・再生につながるものです。

このことから本計画では、将来の「人と地域が輝く『ふくしま』」を目指すに当たり、今後、8年間の施策の方向について、次の4つの視点により県の生涯学習の推進を図っていきます。

視点1 学びを「いかす」

県民一人ひとりの学習活動を促進するためには、学んだ成果が適切に評価され、生かされることが必要です。それが県民の新たな気づきや励みとなり、さらなる意欲の向上につながるだけでなく、地域に還元されることで県民の社会参加を促し、人づくり、地域づくり、地域の復興に結びつくものです。学びの成果を広く地域社会で生かせる仕組みが重要です。

視点2 学びを「ひろげる」

社会が急激に変化する現代においては、県民の学習ニーズがますます多様化、高度化するとともに、少子高齢化問題、地球環境問題など現代的課題そして、地域の復興に向けた課題についても積極的に学習機会を提供していくことが必要となります。

また、県民の自発的な学習活動へのきっかけや学びの大切さに気づく機会をつくること、さらには「学び直し」や「生きがいづくり」など、新たな学びへの挑戦が可能な環境整備を行うことが重要です。

視点3 学びを「つなげる」

多様化、高度化する県民の学習ニーズに柔軟に対応するためには、行政、大学等高等教育機関、NPOなどの地域活動団体及び民間教育事業者⁶等が有機的に連携し、その知識や資源などを効果的に活用することが必要です。

生涯学習施設⁷は、これまでも県民の学びの場として大きな役割を果たしてきましたが、利便性の向上やその知的資産⁸を一層生かす観点からも生涯学習施設相互の連携・協力や事業の充実が重要です。

視点4 学びを「ささえる」

「生涯学習社会ふくしま」を構築するためには、県民がライフスタイル⁹やライフステージ¹⁰に応じて、学び続けることができる環境づくりが必要となります。そのため、県民の「学び」を支える人材の育成や調査研究など生涯学習の基盤整備が重要です。

III 基本計画

本計画では、上記の基本理念、基本目標を見据えて、施策を展開する上での4つの視点を踏まえ、人づくりを基本とする生涯学習を推進するために、次の施策の方向等を明らかにしていきます。

- 1 地域づくり、地域の復興につながる生涯学習の推進
- 2 社会の変化に対応できる「生きる力」の形成
- 3 生涯学習における学習活動の評価と活用機会の確保
- 4 学びやすい環境づくりの推進
- 5 調査・研究及び人材育成等

⁶民間教育事業者：学級・講座等を開講するカルチャーセンター、外国語学校、スイミングクラブ及びフィットネスクラブ等をいいます。

⁷生涯学習施設：学校教育施設や社会教育施設を含めて、人々が生涯を通じて学習することができる施設をいいます。

⁸知的資産：生涯学習施設が培ってきた学習者を支援するためのノウハウなどの経験をいいます。

⁹ライフスタイル：生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方をいいます。

¹⁰ライフステージ：人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階をいいます。

1 地域づくり、地域の復興につながる生涯学習の推進

地域では、かつて、様々な世代の人が豊かに交流し、青少年は自分の将来の姿をそこに見出し精神的な成長を遂げてきましたが、現在では、そのような地域全体で子どもたちを教え育てる力が低下し、様々な問題が生じています。

また、東日本大震災及び原子力災害により、多くの県民がふるさとを離れ、仮設住宅、借上住宅等での避難生活を送っており、地域のきずなやコミュニティの維持、再生が大きな課題となっています。

今後は、県民の主体的な学習が重要であり、県民が地域への誇りと愛着を持ちながら自らの力によって地域の課題を解決し、地域を活性化させることが必要です。例えば、豊富な知識、技術、経験を有する団塊の世代が地域に参加する仕組みの構築を検討するなど、学習成果を生かすためのノウハウやネットワークなどを活用し、自主的、自立的及び継続的な取組みが一層求められます。

地域の子育て、自然環境の保全、介護、そして地域の復興等の様々な課題に対しては、行政だけでは解決が難しく、県民自らが学習し、理解し、主体的に参加しようとするときに一層効果的な対処が可能となります。

<施策の方向>

(1) 地域の課題に対応できる人材の育成

① 学ぶ力の育成

地域に誇りと愛着を持つ心、地域の課題に気づく力、解決の方法を考える力及び学習成果を生かして行動化や実践化へと結びつける力をはぐくむために、学習機会や学習情報提供の充実に努めます。

また、避難生活を送っているなどの一人ひとりの状況や地域のニーズに応じた学びの場の提供を行い、生き抜く力の形成、生きがいづくりができるよう努めます。

② 地域を支える人材の育成

地域の学習課題やニーズの把握・分析、企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり、当該活動に参画する地域の人材の確保・育成、情報収集・提供、相談・助言等、地域で活躍できるリーダーやコーディネーター等の育成を支援します。

(2) 学習成果を生かすための仕組みづくり

① 地域のきずなやコミュニティの再生につながる学びの提供

人々や団体が学びを通して交流することにより、地域のきずなやコミュニティの再生、伝統文化の継承等が図られるよう学びの機会の提供に努めます。

② 交流機会の創出

コーディネート機能の充実に努めることにより、学習者と地域づくりに参画している人・団体が交流する場と機会の創出に努めます。

(3) 地域活動への参加促進

① 地域活動への働きかけ

ボランティア活動などの地域活動が円滑に展開できるよう、地域活動に関心のある方に対して、動機付けの場の提供や地域活動が世代間で継続的に引き継がれる取組事例などの情報提供に努めます。

② 活動機会の提供

県民に身近な生涯学習活動を行う公民館などの各生涯学習施設において、知識、経験の豊かな団塊の世代やボランティア活動に意欲のある若い世代などが地域で活躍できるよう機会の充実を図るとともに、働きかけを行い地域活動へ参加しやすい環境づくりに努めます。

○ 施策目標（指標）

1 地域づくり、地域の復興につながる生涯学習の推進				
(1) 地域の課題に対応できる人材の育成 (2) 学習成果を生かすための仕組みづくり (3) 地域活動への参加促進				
指標名	現況値		目標値（平成 32 年度）	備考
住民やNPOなどによる地域活動に積極的に参加していると回答した県民の割合	H24 年度	15.2%	上昇をめざす	
NPO法人認証件数	H23 年度	累計 631 件	累計 1,055 件以上	

2 社会の変化に対応できる「生きる力」の形成

社会の変化の激しい現代においては、産業構造の高度化が進行し、常に新しい知識・情報等の獲得・活用が必要となっています。

また、職業・職種の多様化、専門化が著しく進展し、かつて、多くの人々が共有した「貧しさを克服するため」、「安定した生活のため」といった職業観から、生きがいや働きがいを加味したものへ、主体性や創造性を発揮できるものへとその考え方が変化してきており、人々の前には、自己の可能性に挑戦する道が開かれています。一方、平成 20 年の後半からの世界的な経済情勢の悪化は、地方の雇用情勢に影響を及ぼしています。また、近年における家族構成の変化や少子化、地域での人間関係の希薄化等を背景に、家庭の孤立化、子育てに不安をもつ保護者、さらに不登校やニート¹¹、ひきこもり等就学・就労に困難を抱えた人々なども見られます。

また、東日本大震災及び原子力災害により、職や住居といった生活基盤を失ったり、住み慣れた地域や家族と離れて生活したりするなど、従来と異なる環境のなかで生活を再構築せざるを得ない状況も多く見られます。

こうした社会背景の中で、子どもから大人までが「自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」を身に付けるために、生涯にわたって

¹¹ ニート：英文の NEET (Not in Education, Employment, or Training) のカタカナ表記であり、就学、就業、職業訓練のいずれもしていない人を意味している。我が国では一般的に、無業者のうち、通学も家事もしていない 15 歳～34 歳までの若者であり、一般的にフリーターはニートには含まれません。

学習を継続できるようにすることが求められています。

このため、子どもの時代から「生きる力¹²」をはぐくむ環境づくりが必要であり、就労等により収入を得て社会の一員として主体的に生活することの大切さが学べるよう、また、社会的自立を果たせない青少年等が学びを通じて社会とのつながりを再構築することができるよう支援することが必要となります。

＜施策の方向＞

(1) 学校・家庭・地域が一体となった子どもたちをはぐくむ取組の推進

① 安全・安心な活動拠点の整備

放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、学習活動や体験活動等の場や適切な遊び及び生活の場づくりを支援するとともに、すべての子どもが共に健やかにはぐくまれることを支援します。

② 地域ぐるみによる学校支援の促進

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、すべての子どもを健やかにはぐくむことを目指し、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促進します。

③ 伝統文化等の次世代の担い手・後継者の育成支援

地域の伝統芸能の継承や新たな文化の創造を図るため、地域が一体となって次世代の担い手、後継者の育成を支援します。

④ 子育てに関わる人材の育成と家庭への支援

地域で子育てに関わる団体や人材を育成するとともに、育児に不安や悩みを抱えた家庭を支えるため子育てに関する学習機会や情報提供の充実を図ります。

⑤ 読書に親しむ活動と健康づくりの推進

子どもが心身ともに健やかに成長していけるよう、読み聞かせ活動など読書の大切さが実感できる取組を支援します。また、スポーツや食育¹³の推進などを通して健康づくりの取組を支援します。

(2) 社会的自立を支援する学習活動の充実

① 職業、仕事に対する理解の促進

小・中学校において、発達の段階に応じて職業や仕事についての理解と自己の可能性や適性についての理解を深めることができるよう、職場見学や職場体験活動の充実を図ります。

¹²生きる力：「生きる力」をはぐくむことは、現行及び新学習指導要領の基本理念となっている。「生きる力」とは、次のようなものとされています。

○基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

○自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性

○たくましく生きるための健康や体力など

¹³食育：食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育することをいいます。

② 特別な支援を必要とする子どもへの就労支援

特別な支援を必要とする子どもが一般就労できるよう、個々の能力や特性等に応じた職場実習の拡大に取り組むとともに、地域の事業者、労働・福祉・教育機関のネットワークにより、円滑な就労支援に努めます。

③ キャリア教育¹⁴の推進

小・中学校及び特別支援学校¹⁵の小学部・中学部においては、他者と関わる力であるコミュニケーション能力の育成や、学ぶこと・働くことの意義を理解させるなど、教育活動全体を通して、勤労観・職業観の基盤形成に努めます。高等学校及び特別支援学校の高等部においては、インターンシップ¹⁶等の就労体験の充実などにより、自己の能力や適性等を踏まえて適切な進路選択・決定ができるような能力や態度の育成を図ります。

さらに、小・中・高等学校及び特別支援学校それぞれの発達段階に応じ、一貫したキャリア教育の一層の充実を推進します。

④ 社会生活に生かすことができる学びの支援

暮らしや社会について深く考えとともに、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できるよう、生活設計や金融・経済の仕組みについて学ぶための金融教育や消費者の自立を支援するための消費者教育等を実施するなど、社会生活に生かすことができる情報の提供や出前講座等の学習支援に努めます。

(3) 職業能力の向上と就労支援の推進

① 再チャレンジが可能な環境づくり

未就業者や離職者を対象とした知識・技能等の習得や学び直しなど、必要に応じて学習活動を継続できる環境づくりを推進します。

② 情報通信技術の活用

就労のために必要な様々な能力の開発を促すため、相談窓口だけでなく、講習会や相談会などについてインターネットを活用しつつ広く情報提供に努めます。

¹⁴ キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育をいいます。

¹⁵ 特別支援学校：視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校（学校教育法第72条による）をいいます。

¹⁶ インターンシップ：生徒や学生が在学中に就業体験をすることをいいます。

○ 施策目標（指標）

2 社会の変化に対応できる「生きる力」の形成			
(1) 学校・家庭・地域が一体となった子どもたちをはぐくむ取組の推進			
(2) 社会的自立を支援する学習活動の充実 (3) 職業能力の向上と就労支援の推進			
指標名	現況値	目標値（平成 32 年度）	備考
インターンシップ実施校の割合（県立高等学校全日制・定時制課程）	H23 年度 63.2% (参考:H22 年度 74.2%)	80.0%	
地域伝統芸能交流会参加児童生徒数	H24 年度 40 人	延べ 360 人以上	

「インターンシップ実施校の割合」について、現況値（現状値）を平成 23 年度としておりますが、震災前の平成 22 年度の数値についても記載しています。

3 生涯学習における学習活動の評価と活用機会の確保

科学技術の高度化や情報化の進展により、社会生活に必要な知識の新たな習得や更新が常に求められています。

また、非正規雇用者や派遣労働者の増加など就業形態も変化し、中高年の雇用問題などもあり、キャリアアップや学び直しのための学習機会へのニーズも高まるなど、県民の学習ニーズは、ますます多様化・高度化していくものと考えられます。生涯学習においてはこれまでも、学歴・職歴・資格などだけでは計ることのできない多様な学習の成果をどう評価するかが大きな課題になっていました。学習成果を客観的なものとして社会が評価するためには、全国的に通用する共通的な認証の基準など、学習評価の手法が必要となっています。

また、学習機会を通じて得た知識・経験等を自己完結するのではなく、地域へ生かすことにより、地域全体で子どもたちを教え育てる力の向上が期待されます。学習成果を活用して地域で活躍すること、そして他の人の学びの機会を支援することは、学習者による学習成果の確認であり、社会的にも評価を受けることにつながります。

このため、学習者に達成感をもたらすとともに、学習成果の社会的評価を促す機会となる、成果発表の場の充実が求められています。

<施策の方向>

(1) 学習成果の職業キャリア形成への活用の推進

① ジョブ・カード制度の利用促進

学習活動の評価のひとつの形として、企業の現場や教育機関等で実践的な職業訓練等を受け、修了証等を得て、これらを就職活動等の職業キャリア形成に活用する「ジョブ・カード制度」の利用を促進します。

(2) 学習成果の発表と活用の場の提供

① 成果発表の場と機会の充実

学習者の自己実現の場として、各種イベント開催などを通して、県民の学習活動の成果を発表する機会の充実に努めます。

② 学習成果の活用の場と機会の確保

学習成果を活用できる場や機会を確保するために、大学等高等教育機関、NPOなどの地域活動団体及び民間教育事業者等様々な主体に働きかけます。

また、地域社会の中で、自らの知識や技術、経験等を生かしたいと希望している人々が、地域の指導者や各種のボランティアとして学習成果を活用できるよう生涯学習施設等の開放に努めます。

(3) 表彰制度等の創設

① 表彰制度等の創設の検討

学習者の表彰など学習意欲の向上につながる制度等の創設について検討します。

○ 施策目標 (指標)

3 生涯学習における学習活動の評価と活用機会の確保			
(1) 学習成果の職業キャリア形成への活用の推進 (2) 学習成果の活用場の提供 (3) 表彰制度等の創設			
指標名	現況値	目標値 (平成 32 年度)	備考
福島県芸術祭参加行事数	H23 年度 47 行事	108 行事以上	
<p>※ 指標「生涯学習指導者登録数」については、平成 24 年度から最終年度の目標を達成している状況であり、生涯学習指導者登録数を把握する手段である「まなびとファインダー」を平成 27 年度で事業を終了したことから平成 28 年度末に本指標を廃止しました。</p> <p>※ 指標「福島県芸術祭参加行時数」については、平成 28 年度福島県文化振興審議会において、上方修正されました。</p>			

4 学びやすい環境づくりの推進

(1) 生涯学習の普及啓発

これまで県では、県民カレッジを中心に全県的な学びの仕組みを構築し、様々な学習機会の提供や学習交流誌の発行等を通して生涯学習の普及啓発を図ってきました。さらに平成 20 年度に開催した全国生涯学習フェスティバルの中で、学習者による学習成果の発表や展示等を行い、新たな学習意欲の掘り起こしなどを図りました。

また、市町村においても、公民館等の生涯学習施設を中心に各種講座の開設等の取組により普及啓発に努めてきました。

生涯学習は、少子高齢化問題、環境問題などの現代的課題や地域の復興など多様な地域課題を解決する可能性を持っていることから、これまでの趣味・教養的な学習ばかりでなく、こうした課題に取り組むことができるよう、一層の普及啓発が必要です。

また、被災により生活環境が変化した人々に対しては、生涯学習を通して、生きがいづくりやきずなづくりができるよう支援していくことが必要です。

<施策の方向>

① 全国生涯学習フェスティバルの成果継承

平成27年度に実施した「生涯学習全国ネットワークフォーラム福島大会」の目的である「生涯学習を通じた地域づくり、社会づくり」の理念を後継する事業として生涯学習に関する情報をまとめた「ニュースレター」を年2回発行します。この「ニュースレター」を生涯学習課ホームページに掲載するとともに各市町村教育委員会や関係機関等に情報を発信します。

② 学習情報提供の充実

生涯学習課ホームページやニュースレターにより、学習情報を県民に提供するとともに、学習情報を得ることが困難な人々に対して、ニーズに応じた情報が得られるような環境づくりに努めます。

③ 仕事と生活の調和¹⁷（ワーク・ライフ・バランス）の推進

県民が生涯学習活動を行うためには、仕事と生活の調和が重要なことから、企業や家庭、地域社会が一体となって学びやすい環境づくりに努めます。

(2) 学習機会の提供

県内においては、市町村、大学等高等教育機関、NPOなどの地域活動団体及び民間教育事業者等が様々な学習機会を提供しています。

市町村等、様々な主体との連携・協力により、さらに学習機会提供のネットワークの拡充を図ることで、学習内容の多様化を図り学習環境の整備・充実をより一層推進する必要があります。

また、住み慣れた地域からの避難等、様々な状況により公民館等の生涯学習施設で学ぶことが困難な県民のニーズにも対応するために、インターネット等を活用した学習機会の提供を充実するとともに、従来の生涯学習施設以外の場でも学習機会を提供することが必要です。

<施策の方向>

① 様々な主体との連携による学習機会の充実

県民カレッジへ、より多くの生涯学習実施機関や様々な主体の参画・誘導を図り、学習機会の充実に努めます。

② 生涯学習施設の機能強化

生涯学習施設が、県民の多様な学習活動を一層支援するとともに、県民による地域課題の解決や学校・家庭・地域社会の連携による教育力向上の拠点となるとともに、地域の復興に向けて、県民の心の支えや癒しにもつながるよう展示、教育普及事業などの充実を図ります。

③ 生涯学習施設以外での学習機会の提供

従来の生涯学習施設での講座等の実施に加えて、被災地域においては、応急仮設住宅や災害復興住宅等に設置された集会所等で学習機会が提供

¹⁷仕事と生活の調和：ワーク・ライフ・バランスとも呼ばれるもので、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。

されるよう努めます。

(3) 学習情報の提供

生涯学習の情報については、様々な機関により多種多様な方法により学習情報の提供が行われています。

今までも県民の学習ニーズに対応した学習活動を支援するため、夢まな情報ボックスの活用¹⁸などにより、県内の商業施設や生涯学習施設において、連携機関などの各種講座情報を提供してきました。

今後は、学習成果を地域に生かす視点から、これまでの学習情報に加えて、生涯学習による地域づくりや地域の復興につながる学びの事例などの情報を提供していくことが必要です。

<施策の方向>

① 生涯学習推進拠点機能¹⁹の強化

県民のライフスタイル、ライフステージに応じた多様な生涯学習に関するニーズに応えられるよう、生涯学習の情報ネットワークや学習環境・利便性の向上、発表の機会の拡充などにより、県民の意欲に応える生涯学習の環境づくりに努めます。

② 情報提供体制の強化

被災により県内外に避難する県民等にも生涯学習に関する情報が提供できるよう、ホームページの充実やニュースレターの発行に努めます。

(4) 関係機関等の連携・強化

生涯学習の推進に当たっては、生涯学習施設の連携や地域を構成する市町村、大学等高等教育機関、NPOなどの地域活動団体及び民間教育事業者等の様々な主体との連携が不可欠です。

公民館、美術館、博物館、図書館及びアクアマリンふくしま等の生涯学習施設においては、様々な主体と連携し、その機能や特性を生かしながら学習情報や学習機会を提供してきました。

今後は、県民の学習ニーズが高度化・多様化する中、様々な主体とより一層の連携を図り、県民の意欲を支える学習環境づくりが求められます。

<施策の方向>

① 生涯学習のネットワークづくり

いつでも、どこでも、だれでも生涯を通して学ぶことができる環境づくりを一段と進めるため、市町村、大学等高等教育機関、NPOなどの地域活動団体及び民間教育事業者等との協働体制を県内各方部ごとに構築する中で、地域づくり、地域の復興につながる生涯学習の仕組みづくりを図ります。

¹⁸夢まな情報ボックス：個別講座の募集チラシなどの学習情報を提供するため、商業施設や生涯学習施設等に設置してあるものです。

¹⁹生涯学習推進拠点機能：学習機会・情報の提供、学習相談、指導者養成、学習団体等への活動支援など、県民の生涯学習活動の支援・促進を図る機能をいいます。

② 生涯学習施設間の連携強化

県民が学び続ける環境の充実のために、美術館、博物館、図書館等の生涯学習施設間の連携を図り、情報提供やさまざまな体験的学習、各種講座等を通して、県民一人ひとりの学びを支援します。

○ 施策目標（指標）

4 学びやすい環境づくりの推進			
(1) 生涯学習の普及啓発 (2) 学習機会の提供 (3) 学習情報の提供 (4) 関係機関等の連携・強化			
指標名	現況値	目標値 (平成 32 年度)	備考
県民カレッジ受講者数	H23 年度 54,532 人	110,000 人	平成 28 年度目標値修正
県立美術館、県立博物館、 福島県文化センター、アク アマリンふくしま及び文化 財センター白河館の入館者 数 ・ 県立美術館 ・ 県立博物館 ・ 福島県文化センター ・ アクアマリンふくしま ・ 文化財センター白河館	H23 年度 103,960 人 (参考:H22 年度 140,232 人) H23 年度 82,414 人 (参考:H22 年度 95,556 人) H23 年度 62,929 人 (参考:H22 年度 314,413 人) H23 年度 258,244 人 (参考:H22 年度 861,326 人) H23 年度 22,528 人 (参考: H22 年度 28,231 人)	120,000 人 100,000 人 345,800 人 900,000 人 30,000 人	

「各施設の入館者数」について、現況値（現状値）を平成 23 年度としておりますが、震災前の平成 22 年度の数値についても記載しています。

※ 県民カレッジ受講者数を 65,000 人から 110,000 人に上方修正をしました。
 ※ 指標「『夢まなびと』アクセス数」については平成 24 年度から最終年度の目標を達成している状況であり、生涯学習指導者登録数を把握する手段である「まなびとファインダー」を平成 27 年度で事業を終了したことから平成 28 年度末に本指標を廃止しました。

5 調査・研究及び人材育成等

(1) 調査・研究

生涯学習においては、県民のニーズがどこにあるのかを的確に把握することが大切です。趣味・教養やキャリアアップなどの自己啓発のための学習機会の確保について充実を図るだけでなく、社会的要請が強い課題についての学習機会が提供されることも重要です。それらの期待に応えるために、全国的な動向や先進的な取組の把握をはじめ、本県の施策状況、県民の学習需

要などを継続的に調査・研究していくとともに、研究成果のデータ等の情報を市町村等各主体へ提供していくことが必要です。

＜施策の方向＞

① 先進的な取組や学習ニーズの把握と情報活用

他県等の先進的な取組、学習ニーズの調査等により生涯学習の動向等の把握に努めます。

全国の生涯学習情報や先進的な取組などを調査し、広く情報発信に努めます。

定期的に生涯学習に関する意識調査や各講座実施時のアンケート等を行い、学習の動向や学習成果の活用、学習内容の満足度等について調査・研究に努めます。

(2) 人材育成

地域全体で子どもたちを教え育てる力を向上させる取組等を推進するに当たっては、社会教育主事²⁰等による専門職員が中核的役割を果たしてきました。

しかし、社会教育主事等が果たす役割や重要性が従来に増して大きくなって一方、社会教育主事等の人数が減少傾向にあり、県民の学習ニーズをいかに支えていくかが課題となっています。

このため、社会教育主事等の専門職員の資質向上を図るとともに、県民が企画し、自主的に運営する事業など、学習した成果を生かす活動を牽引するリーダーの育成・活用が求められます。

＜施策の方向＞

① 地域を支える人材の育成（再掲）

地域の学習課題やニーズの把握・分析、企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり、当該活動に参画する地域の人材の確保・育成、情報収集・提供、相談・助言等、地域で活躍できるリーダーやコーディネーター等の育成を支援します。

② 社会教育主事等専門職員への支援

市町村の社会教育主事、公民館主事²¹等を支援するため、専門的な知識や技能習得の研修等を実施します。

²⁰ 社会教育主事：社会教育主事の講習を修了し、その資格を得た者をいいます。社会教育を行う者に専門的技術的な助言などを行います。

²¹ 公民館主事：「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。」(社会教育法第27条)に規定された主事をいいます。公民館事業の企画・立案・実施、住民グループなどの団体活動支援などを行います。

(3) 東日本大震災等の体験、記憶、記録、教訓の継承

東日本大震災、原子力災害は、本県に大きな被害をもたらしており、この体験、記憶、記録、教訓を後世に伝えていくことが必要です。

<施策の方向>

- ① 震災記録の散逸や風化の防止、保存や継承への気運の醸成を図りながら、後世に伝えるべき、あるいは、残すべき体験、記憶、記録を収集、保存するとともに公開等の活用を行い、教訓として次世代に継承していくことに努めます。

IV 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

これからの生涯学習は、県民が主体となって取り組むことが大切であり、行政は主導的な役割を担うのではなく、県民の自立と参画を支援していくことが求められています。また、学習機会の提供に当たっては、多様化・高度化する県民の学習ニーズに応える環境の整備・充実に一層努めていくことが必要です。

この計画を推進し、社会情勢の変化や地域の復興など、課題に対応した県民の主体的な学習活動を促進するためには、県民、県、市町村、大学等高等教育機関、民間それぞれが、次のような役割を担うことが期待されます。

(1) 県民への期待

生涯学習においては、県民一人ひとりが、それぞれの興味・関心に従い、自己の充実を目指して、身近なところから主体的に学習活動へ取り組むことが望まれています。

また、学習した成果を地域活動の中で生かしていくことにより、地域の諸課題を解決し、住みよい地域づくりを推進していくことが望まれます。

(2) 市町村への期待

県民に最も身近な生涯学習施設である公民館等においては、その機能を有効に活用し、趣味・教養等だけでなく、県民の学習ニーズに応じて民間等で提供されにくい分野の学習機会、学習情報の提供等の充実が期待されます。

また、県民の習得した知識、経験等の学習成果が地域の課題解決に生かせるよう支援を行うことが望まれます。

被災市町村等については、その実情を十分考慮しながら、関係機関による支援や連携により生涯学習に関する取組を推進する必要があります。

(3) 大学等高等教育機関への期待

大学等高等教育機関においては、その専門的、体系的な知的資源を生かして、現代的課題や地域的課題の解決に向けた学習機会の提供やリーダー養成などについて、支援の充実が望まれます。

また、各機関の特色を生かした青少年のキャリア形成、社会人の学び直し、職業能力等の向上を支援する学習機会、体験活動をより一層提供するこ

とが期待されます。

(4) 民間への期待

○ NPOなどの地域活動団体等

NPOなどの地域活動団体等においては、現代的課題や地域的課題の解決に向けて、専門性や幅広いネットワークなどを生かした学習機会の充実が望まれます。

○ 民間教育事業者

民間教育事業者においては、多様な学習ニーズに応じた学習機会の充実に努め、受講者同士の交流機会や習得した知識、経験等の学習成果の活用を支援することが望まれます。

○ 企業

企業においては、インターンシップ制度導入など、キャリア教育を行う学校との連携や地域社会への貢献活動に参加するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた支援に取り組むことが期待されます。

(5) 県の役割

生涯学習施策の推進を図るため全庁的な連携の下、総合的に各種施策を展開します。

市町村、大学等高等教育機関及び民間等との協働により、生涯学習推進につながるネットワークをさらに充実させるとともに、地域づくり、地域の復興につながる県民参画型の先進的な事業等、学習機会の提供や成果の活用に努めます。

アクアマリンふくしま、図書館、美術館、博物館等の生涯学習施設がそれぞれの施設の特徴と機能を生かしつつ、施設間の連携を図り、県民の生涯学習活動を支援します。

2 計画の進行管理

この計画を推進するため、施策の実施状況を把握し、指標を設けることが可能な施策については指標を設け、適切な進行管理を行います。

○ 各事項に関する指標一覧（再掲）

1 地域づくり、地域の復興につながる生涯学習の推進			
(1) 地域の課題に対応できる人材の育成 (2) 学習成果を生かすための仕組みづくり (3) 地域活動への参加促進			
指標名	現況値	目標値（平成 32 年度）	備考
住民やNPOなどによる地域活動に積極的に参加していると回答した県民の割合	H24 年度 15.2%	上昇をめざす	
NPO法人認証件数	H23 年度 累計 631 件	累計 1,055 件以上	

2 社会の変化に対応できる「生きる力」の形成			
(1) 学校・家庭・地域が一体となった子どもたちをはぐくむ取組の推進 (2) 社会的自立を支援する学習活動の充実 (3) 職業能力の向上と就労支援の推進			
指標名	現況値	目標値 (平成 32 年度)	備考
インターンシップ実施校の割合 (県立高等学校全日制・定時制課程)	H23 年度 63.2% (参考:H22 年度 74.2%)	80.0%	
地域伝統芸能交流会参加児童生徒数	H24 年度 40 人	延べ 360 人以上	

「インターンシップ実施校の割合」について、現況値 (現状値) を平成 23 年度としておりますが、震災前の平成 22 年度の数値についても記載しています。

3 生涯学習における学習活動の評価と活用機会の確保			
(1) 学習成果の職業キャリア形成への活用の推進 (2) 学習成果の活用の場の提供 (3) 表彰制度等の創設			
指標名	現況値	目標値 (平成 32 年度)	備考
福島県芸術祭参加行事数	H23 年度 47 行事	108 行事以上	

※ 指標「生涯学習指導者登録数」については、平成 24 年度から最終年度の目標を達成している状況であり、生涯学習指導者登録数を把握する手段である「まなびとファインダー」を平成 27 年度で事業を終了したことから本指標を廃止しました。

※ 指標「福島県芸術祭参加行時数」については、平成 28 年度福島県文化振興審議会において、上方修正されました。

4 学びやすい環境づくりの推進			
(1) 生涯学習の普及啓発 (2) 学習機会の提供 (3) 学習情報の提供 (4) 関係機関等の連携・強化			
指標名	現況値	目標値 (平成 32 年度)	備考
県民カレッジ受講者数	H23 年度 54,532 人	110,000 人	平成 28 年度目標値修正

※ 県民カレッジ受講者数を 65,000 人から 110,000 人に上方修正をしました。

※ 指標「『夢まなびと』アクセス数」については平成 24 年度から最終年度の目標を達成している状況であり、生涯学習指導者登録数を把握する手段である「まなびとファインダー」を平成 27 年度で事業を終了したことから平成 28 年度末に本指標を廃止しました。

指標名	現況値	目標値 (平成 32 年度)	備考
県立美術館、県立博物館、			

福島県文化センター、アクアマリンふくしま及び文化財センター白河館の入館者数			
・県立美術館	H23年度 103,960人 (参考:H22年度 140,232人)	120,000人	
・県立博物館	H23年度 82,414人 (参考:H22年度 95,556人)	100,000人	
・福島県文化センター	H23年度 62,929人 (参考:H22年度 314,413人)	345,800人	
・アクアマリンふくしま	H23年度 258,244人 (参考:H22年度 861,326人)	900,000人	
・文化財センター白河館	H23年度 22,528人 (参考:H22年度 28,231人)	30,000人	

「各施設の入館者数」について、現況値（現状値）を平成23年度としておりますが、震災前の平成22年度の数値についても記載しています。

附則 平成29年3月31日改訂